

札幌高等裁判所令和2年（行サ）第8号 当選無効請求上告事件

上告人 北海道選挙管理委員会

同補助参加人 高田浩子

被上告人 武田 真

上告理由書

令和3年2月12日

最高裁判所 御中

上告人訴訟代理人弁護士 藤 田 美 津 夫

同指定代理人 叶 野 公 司

同 八 柳 雅 仁

同 近 藤 久 史

同 鈴 木 広 志

原判決には、次に述べるとおり、理由不備の違法があるから破棄されるべきである。

なお、略語については、本書面において新たに用いるもののほかは、原審の例による。

- 1 原判決は、公職選挙法9条2項にいう「住所」とは、「生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指す。一定の場所が

ある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきである。」(原判決11ページ)と述べる。

原判決は、その上で、上告人補助参加人(以下「補助参加人」という。)が前住所地(北海道深川市多度志所在の市営住宅をいう。)からの転居に際し、郵便局に深川市のアパート(北海道深川市4条5番地28号所在のセラノ108号室をいう。)に転居した旨の届出をしたこと、四女が深川市のアパートで生活し、転居前と同じ中学校に通学していたこと、補助参加人名義による区域外就学申請書(本件申請書)に生活の拠点が深川市のアパートである旨が記載されていること、補助参加人が広報誌に四女と同居している旨の紹介記事を掲載したこと、深川市のアパートには洗濯機、冷蔵庫が備えられたが、本件住所地(北海道砂川市空知太東1条3丁目3番15号所在のクリア砂川202号室をいう。)には家電製品を備え置かなかつたこと、本件住所地における電気、水道、ガス、灯油の使用量が極めて少なかったことを根拠として、「本件期間中、客観的に、被告補助参加人の生活の本拠たる実体を具備していたのが本件住所地であったとは認められない。かえって、深川市のアパートであったと認められる。」(原判決14、15ページ)と結論付けている。

- 2 他方、原判決は、上告人が原審で主張した補助参加人の生活実態に関する事実をことごとく否定し、あるいは当該事実があつたとしても、上記判断を左右するものではないとしている(原判決15ページ)。

すなわち、先ず、原判決は、補助参加人が平成30年12月以降、それ以前から勤務していた深川市所在の施設(社会福祉法人多度志保育会)での勤務日数が減少し、その分、砂川市内における活動量が増加したとしても、深川市と砂川市は近隣に所在し、自動車により容易に移動できるから、深川市のアパートから砂川市に自動車で移動して活動することができ、砂川市での活動量が増えたからとしても、生活の本拠が砂川市に移つたとはいえないという(原判決15ページ)。

しかし、補助参加人は、平成31年4月に執行された本件選挙に立候補して、

当選を果たすため、平成30年12月以降、砂川市内での政治活動や日本共産党砂川市委員会の構成員としての相談活動を展開していたものであり、このことは甲第19号証中の「資料33、35」により明らかであり、その実情については、砂川市選挙管理委員会がした補助参加人に対する事情聴取の結果、並びに補助参加人代理人が同選挙管理委員会に提出した回答書（乙第1号証）及び補充書（乙第3号証）によって明らかである。

補助参加人が本件選挙に立候補しようとして砂川市の本件住所地に転居し、砂川市で政治活動等を展開しているのであれば、生活の本拠は本件住所地であり、四女の世話等のために深川市のアパートに自動車で訪れることがあったとしても、深川市のアパートから砂川市に通っているということにはならない。

原判決の判断は、こうした事実を全く顧慮せず、上告人の主張を裏付ける証拠の評価についても何ら言及することなく、前記のように判示したものであり、まさに理由不備の違法がある。

3 次に、本件住所地における電気、水道、ガス及び灯油の使用量が少ないことについては、補助参加人は、前夫との婚姻生活中に電気、ガス等が無駄遣いしているとして暴力等を受ける被害にあっていたことから、節制する生活習慣が身につけており、実際に水道光熱費を節約して生活していたことに加え、砂川市での本件選挙に向けた活動のため、本件住所地を留守にすることが多く、食事等も日本共産党砂川市委員会の事務所や外食等で済ませることが多く、入浴についても、弟の運営する西英寺で入浴したり、温泉を利用したりしたことによるものであるが、原判決は、これらの事実については、「反対尋問を経ていない被告補助参加人の供述に基づく」ものであり、「裏付ける資料は提出されておらず」、「被告補助参加人が節約した生活を送っていた事実」等を除き、認めるに足りる証拠があるとはいえないと判断した（原判決15ページ）。

しかし、そもそも、上告人には補助参加人の住所や生活実態を調査する権限はなく、本件裁決に当たって、砂川市選挙管理委員会に対する補助参加人の供述や

同委員会に提出した資料に特段疑わしい点がない以上、これに基づいて事実を認定し、その認定したところを本件訴訟において主張したことについて、「反対尋問を経ていない被告補助参加人の供述に基づく」ものであるとして、これを覆すのは不合理である。

加えて、原判決は、「被告補助参加人が節約した生活を送っていた事実」を含め、上告人が主張した事実が認められるとしても、電気、ガス等の使用量が深川市のアパートと比較して相当少ないことは「本件住所地が生活の中心ではないことを推測させる有力な事情の一つである。」とし、本件住所地を不在にすることが多かったことや、本件住所地に電気製品を備えていなかったこと、本件住所地で入浴等を行うことが少なかったことなどは、「本件住所地が被告補助参加人の生活の中心ではないことを推測させる」（原判決16ページ）などと述べるのは、補助参加人が節制した生活を送っていたことを認めながら、生活の本拠が本件住所地にあったことを認めないというものであり、まさに理由不備であるとともに、理由と判断との間に食い違いがあるものというほかない。

4 さらに、原判決は、本件申請書について、補助参加人の弟がその作成・提出を担当したとしても、補助参加人にその内容の是非を確認しないまま作成・提出したとは考え難い、補助参加人が弟と対面してやり取りをする機会はあったと考えられるなどとして、補助参加人がその作成に全く関与していないとの上告人の主張は採用できないとする（原判決16、17ページ）。

原判決は、区域外就学申請書のような子の養育監護上重要な書面について補助参加人がその作成に全く関与していないことはあり得ないと考えたものと推測されるが、この点について、補助参加人は、実際に作成したのは弟であり、当時、補助参加人は、本件選挙の予定候補者として発表された後で、政治活動に多忙を極めていたため、弟が深川市教育委員会との折衝に当たっていたこと、補助参加人は弟から本件申請書を見せられるなどして、その「理由」欄の記載内容を確認したことがなかったこと（乙第4号証）、補助参加人は、弟から「こういう内容が

必要だということになったと聞いている。」(乙第2号証4ページ)と述べ、区域外就学の承認を得るために、弟が教育委員会の担当者と相談の上で本件申請書を作成したことを供述しているものであり、当該供述の信用性について何ら判断することなく、前記のように判示したことについても、理由不備というほかないものである。

- 5 以上のとおりであるから、原判決には理由不備の違法があり、破棄を免れないものである。

以 上